

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料金による。）
(4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申し込み金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申し込み金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申し込み金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申し込み金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申し込み金を要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申し込み金の支払いを求めなかった場合及び当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(5) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(6) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
(7) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
(8) 宿泊しようとする者が、法人でその役員のうち暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいるとき。
(9) 宿泊しようとする者が、当ホテル（館）もしくは当ホテル（館）職員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を要求し、又は過去に同様の行為を行ったとみとめられるとき。
(10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(11) 東京都旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項規定により当ホテルが申し込み金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、第19条に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

宿泊約款

- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテル(館)の契約解除権)

第7条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をすることがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊客が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (6) 宿泊客が、法人でその役員のうち暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるとき。
 - (7) 宿泊客が、当ホテル(館)もしくは当ホテル(館)職員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 東京都旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限り)に従わないとき。
- 2 当ホテル(館)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は午後3時から翌日12時(正午)までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。この場合には次にあがる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
 - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルのおもな施設等の営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内致します。

- (1) フロント・キャッシャー等
 - イ. 門限無し
 - ロ. フロントサービス 24時間
 - ハ. エクスチェンジ 24時間
 - ニ. コンシェルジュ 24時間

宿泊約款

- (2) レストラン・バー等
イタリア料理「イル・テアトロ」
カジュアルダイニング「ザ・ビストロ」
料亭「錦水」
日本料理「みゆき」
石焼料理「木春堂」
カフェ「フォレスト」
ロビーラウンジ「ル・ジャルダン」
メインバー「ル・マーキー」
レストランの営業時間はサービスディレクターの「レストラン・バーのご案内」をご参照下さい。
ルームサービス
- (3) 付帯施設・サービス
イ. スパ・ヘルスクラブ
ロ. ビジネスセンター
ハ. マッサージ
ニ. ランドリーサービス
*お洗濯物の受け付け時間と仕上げ時間はランドリーサービスの伝票の時間をご参照下さい。
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱)

- 第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できるかぎり同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、き損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失による滅失、き損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊約款

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル（館）に置き忘れられて、所有者の指示がない場合は、発見日を含め3ヶ月間保管します。なお、当ホテル（館）が廃棄された物であると認めるものは、当ホテル（館）の判断で廃棄することがあります。
 - 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

(違約金)

- 第19条 宿泊契約成立後に契約解除の通知を受けた場合、または当日不泊の場合は、別表第2に定める比率で、基本宿泊料に対する違約金を収受します。朝食付等の宿泊パッケージは、その公示額（以下、パッケージ料金とする）を基本宿泊料と見なします。
- 2 同一の宿泊客が連続して宿泊する契約においては、第1日目の宿泊料（または、パッケージ料金）を違約金として収受します。また、契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日分）を違約金として収受します。
 - 3 団体客（15名以上）については、契約締結時の契約書に定めた違約金規程が優先されます。
 - 4 その他、宿泊プランごとに個別の違約金が設定されている場合は、プランごとの違約金の規定が優先されます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	基本宿泊料 <室料>
		サービス料（基本宿泊料の15%）
	追加料金	飲食料、飲食にかかるサービス料、及びその他利用料金等 （サービス料率は店舗・利用条件により異なる）
		税金

備考1. 基本宿泊料は客室料金によります。

2. 上記の税金は、税法ならびに東京都宿泊税条例が改正された場合は、その改正された規程によるものとします。

別表第2 違約金（第19条関係）

	契約解除の通知を受けた日	違約金の率
通常期 （イベント期間を除く）	宿泊日の前日 15:00 以降	100%
	連絡なし	100%
イベント期間*	宿泊日の60日前～8日前	50%
	宿泊日の7日前～当日	100%
	連絡なし	100%

* イベント期間とは、ホテルの近隣地域において、大規模な催事（花火大会、コンサート、スポーツ大会、博覧会、その他各種イベントなど）が開催される期間です。期間は、ホテルが設定して事前に告知します。

利用規則

利用規則

ホテル椿山荘東京では、お客さまに安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この規則をお守りいただけないときは、やむを得ずご宿泊ならびにホテル内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害の負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1 客室ご利用について

- (1) 客室よりの避難経路図は、客室入り口ドアの裏側に掲示してありますのでご確認ください。
- (2) ご在室中や特にご就寝の際には、必ず内鍵とドアガードをおかけください。
- (3) ドアをロックされた時は、ドアガードをかけたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉なさらずフロント(ダイヤル 60)にご連絡ください。
- (4) 客室内での喫煙はなさらさないでください。(喫煙によりホテルが被害を被った場合は損害を補償いたします)
- (5) その他火災の原因となる行為をなさらさないでください。
- (6) 客室内では暖房用、炊事用などの火器等をご使用なさらさないでください。
- (7) ホテルの許可なく客室を営業行為(展示会・その他)等ご宿泊以外の目的にご使用なさらさないでください。
- (8) ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさらさないでください。
- (9) ホテルの外観を損なうようなものを窓側におかないでください。
- (10) 午後10時以降のご訪問客とのご面会はロビーでお願い致します。
- (11) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断り致します。

2 お部屋の鍵について

- (1) ご滞在中お部屋からおでかけの際は、客室の鍵をかならずお持ちになり施錠をご確認ください。(当ホテルは自動施錠になっております。)
- (2) ホテル内のレストラン、バー等をご署名によって利用なさる場合は宿泊カードをご提示ください。

3 お支払い等について

- (1) お会計はご出発の際にフロント会計でお願い致します。なお、ご滞在中でも都合により会計をお願いする場合がありますので、そのつどお支払いください。
- (2) ご到着時にお預かり金を申し受ける事がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- (4) 客室内のお電話をご利用の際は、施設使用料が加算されますのでご了承ください。なお、公衆電話はロビーにございます。
- (5) 法定の税金の他、サービス料として15%を加算させていただいておりますので、お心付け等はご辞退申し上げます。
- (6) 旅行小切手以外の小切手によるお支払い及び両替えはお断り致します。

4 貴重品、お預かり品について

- (1) ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、フロントに備え付けの貸金庫(無料)をご利用ください。ご利用なさらなくて万一紛失、盗難等が発生した場合(客室備え付け金庫ご利用の場合も含む)には当ホテルではその責任を負わない場合がございます。なお、美術品、骨董品等の品物はお預かりいたしません。貸金庫のご利用は宿泊期間内のみとさせていただきます。ご利用状態のまま無断で出発された時は鍵の取り替え料金のご負担や保管料を頂戴することがあります。また金庫内の物品の紛失等については責任を負わない場合がございます。
- (2) ご滞在の有無に関わらず、ベルキャプテンデスク、インフォメーションカウンター及びクロークでは現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどはお預かりいたしません。万一上記場所において現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどの紛失、盗難等が発生した場合、あるいは変質が生じた場合には当ホテルではその責任を負わない場合がございます。
- (3) 当ホテルがお客様よりお預りした物品の引き渡しについては、引換証をお持ちいただいた方にのみお渡しいたします。引換証を紛失、盗難等原因の如何を問わずお失くしになった結果生じた損害につきましては、責任を負いません。また、引き渡し後の物品の紛失等については責任を負いません。
- (4) ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

利用規則

- (5) お預りものの保管期間は、特にご指定のない限り下記の通りとさせていただきます。保管期間を経過したお預り物は、お引き取りの意思がないものとして処理いたします。クローク 1ヶ月 ストアルーム 3ヶ月
- *現金、貴金属(貴重品)は7日間保管します。
 - *所有者の判明できるもの以外はプライバシー保護の観点よりホテルからのご連絡を控えさせていただいております。
 - *郵便及び宅急便事情により遅れた場合の責任は一切負いかねます。また、発送はお客様の負担とさせていただきます。
 - *遺失物の保管期間は3ヶ月。(一部6ヶ月、但し遺失物法に基づきます)
その後は、お客様自身で大塚警察署迄お問い合わせください。
- (6) 廃棄する物の基準
- ・ごみ箱など廃棄物として取扱うことを前提とした容器に投入された物
 - ・生鮮食料品
 - ・消費期限表示のある飲食物 (おにぎり、サンドイッチ、弁当、牛乳等)
 - ・開封済みの食べ物 (個包装され個包装に賞味期限の表示のあるものを除く)
 - ・開封済みの飲み物 (栓がされた飲みかけの飲料(ワイン、ウイスキー等)を除く)
 - ・その他テーブル上に散乱しているような食べかけの飲食物やその包装紙など
- 5 ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。
- (1) 動物、鳥等のペット(但し、犬、猫等、小動物は当ホテルが別に定めるペットポリシーに基づき可)。
 - (2) 火薬、揮発油、その他発火、又は引火性の物。
 - (3) 悪臭を発する物。
 - (4) 法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚醒剤、の類。
 - (5) ホテル外から飲食物等を持込む事。
 - (6) 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
 - (7) ゆかた、バスローブ、スリッパ等で客室外に出る事。
 - (8) 広告宣伝物の配布、品物の販売、勧誘等。
 - (9) ホテルの許可なくホテル内で写真撮影をする事、およびホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事。
 - (10) 緊急事態、あるいはやむをえない事情を除き、非常階段、屋上、機械室などお客様用以外の施設に立ち入る事。
- 6 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染または紛失させた場合には相当額を弁償していただくことがあります。
- 7 駐車場のご利用について
- (1) 駐車場構内では、係員の誘導および指示にしたがっていただきます。
 - (2) 駐車中の車内に貴重品及びその他の品物を放置しないでください。駐車中における紛失、盗難等についてはその責任を負いかねます。
 - (3) ホテルの係員が指定した駐車スペース以外に駐車された車は、レッカーにて移動させていただきます。
 - (4) ホテルの係員による車の代行移動は、駐車場係員が玄関、駐車場間のお車の移動を代行するバレットサービス(有料)以外はお断りいたします。なお、バレットサービスの手数料はご出発の際、現金にてご精算ください。
- 8 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について
- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルのご利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
 - (2) 反社会团体及び反社会团体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)
 - (3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルの利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
 - (4) 当ホテルを利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
 - (5) 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。
 - (6) 現金を持ちあわせていない場合、クレジットカードの使用が不可能な場合、及び予約受注後に不泊があった場合など、その他、ホテルが宿泊を認めないと判断した場合においては、全てのご利用をお断りいたします。